

西宮市DX推進本部設置要綱

(設置)

第1条 全庁横断的な西宮市DXの推進を目的とし、西宮市DX推進本部（以下、「本部」という。）を設置する。

(用語の定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 西宮市DX ICT化やデジタル化によって、効率化やコスト削減を目指すだけでなく、業務の在り方そのものの見直しや、組織の変革によって、市民とともに新たな価値を生み出す市役所の改革をいう。

(2) 西宮市DX推進指針 西宮市DXを推進するための基本的な考え方をまとめたものであり、西宮市DX5原則、西宮市DXビジョン、推進体制及び導入手法からなるものをいう。

(3) 西宮市DX5原則 西宮市DXを推進するうえでの職員としての心構えをいう。

(4) 西宮市DXビジョン 西宮市DXを推進するうえで、令和10年度末に向けて目指すべき方向性を示すものをいう。

(5) 分野 西宮市DX推進指針における最上位の分類であり、市役所組織（教育委員会を含む）の果たすべき役割を、大きな視点から分類したものをいう。

(6) 領域 西宮市DX推進指針における第2位の分類であり、市役所内の業務を組織横断的な視点から業務プロセスとして表現したり、市民等の活動をわかりやすく表現したりして分類したものをいう。

(7) 課題 西宮市DX推進指針における第3位の分類であり、ビジョンと現状とのギャップを細分化し、「領域」ごとに整理したもの。

(8) 手法 西宮市DX推進指針における第4位の分類であり、「課題」を解決するために行うべきまたは実現すべきもの。

(9) 技術 「手法」に対する具体的なICT技術やデジタル化および取組。

(所掌事務)

第3条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 西宮市DX推進指針の策定に関すること。

(2) 西宮市DXの推進に係る基本的事項の協議に関すること。

(3) 西宮市DXの推進に係る調査・研究に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、西宮市DX推進に関すること。

(組織)

第4条 本部は、西宮市情報化推進本部設置規則に基づく西宮市情報化推進本部及び西宮市行政経営改革本部設置要綱に基づく西宮市行政経営改革本部の構成員をもって構成する。

2 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長を副本部長は副市長をもって充てる。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 本部の会議を西宮市DX推進本部会議とし、本部長が必要に応じて召集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し出席を求め、説明をさせ、若しくは意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(西宮市DX推進幹事会)

第6条 本部の下に、西宮市DX推進幹事会（以下、「DX幹事会」という。）を置く。

2 DX幹事会は、西宮市情報化推進本部設置規則に基づく幹事会及び西宮市行政経営改革本部設置要綱に基づく推進会議の構成員をもって構成する。

3 DX幹事会に幹事長を置き、幹事長は総務局デジタル推進部長とする。

4 DX幹事会の会議を西宮市DX推進会議とし、幹事長が必要に応じて召集し、幹事長が議長となる。

5 DX幹事会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 本部に提案すべき案件についての検討、協議、調整に関すること。

(2) 第7条に規定する作業部会の設置に関すること。

(3) その他本部運営に必要な事項に関すること。

(作業部会)

第7条 DX幹事会の下に、DX作業部会を置く。

2 DX作業部会は、本部が決定する分野ごとに設置する。

3 DX作業部会は、別表に掲げる作業部会長および作業部会員で構成する。

4 作業部会長は、政策局参与（行政経営改革等担当）またはデジタル推進部長のいずれかをもって充てる。

5 作業部会員は、作業部会長が指名した課長級職員とする。

6 DX作業部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 領域、課題、手法及び技術の設定に関すること。
- (2) 手法及び技術の適用先（以下、「導入課等」という。）の選定に関すること。
- (3) 第8条に規定するDX検討チームの設置に関すること。
- (4) その他西宮市DXビジョンを目指すうえでの課題解決に必要な事項に関すること。

(DX検討チーム)

第8条 各DX作業部会の下に、DX検討チームを置く。

- 2 DX検討チームは、手法の検討および技術の情報収集が十分であるとDX作業部会が判断した、手法または手法の集合体（利用場面などが類似する手法をまとめたもの）ごとに設置する。
- 3 DX検討チームは、上位の作業部会員数名および各導入課等の長が推薦した所属職員で構成する。
- 4 DX検討チームにチーム長を置き、作業部会員のうちの1名をもって充てる。
- 5 チーム長は、複数の技術の検討を行うなど必要な場合、DX検討チームをさらに細分化した組織である分科会を設置することができる。
- 6 チーム長は、分科会を設置した場合、各分科会に分科会長を置き、分科会員のうちの1名をもって充てる。
- 7 DX検討チームは、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 手法および技術の実証実験または先行導入に関すること。
 - (2) その他手法および技術の検証に必要な事項に関すること。

(事務局)

第9条 本部の事務局は、西宮市行政経営改革本部及び西宮市情報化推進本部の事務局をもって構成する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は別で定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則（令和4年4月1日 別表改定〔1〕）

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

別表（第7条関係）〔1〕

D X作業部会名	作業部会長	作業部会員
暮らし手続き作業部会	政策局参与 (行政経営改革等担当)	デジタル推進部長 政策推進課担当課長 (政策経営) デジタル推進課長
行政内部作業部会	デジタル推進部長	政策局参与 (行政経営改革等担当) 政策推進課担当課長 (政策経営) デジタル推進課長
住民参画作業部会	政策局参与 (行政経営改革等担当)	デジタル推進部長 政策推進課担当課長 (政策経営) デジタル推進課長
教育環境作業部会	デジタル推進部長	政策局参与 (行政経営改革等担当) 政策推進課担当課長 (政策経営) デジタル推進課長